

現行の健康保険証が令和6年12月2日に廃止となります

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード）を基本とした制度に移行します。

なお、発行済の組合員証や被扶養者証は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として利用可能です。

マイナ保険証を利用するメリット

- 紙の保険証よりも医療費を節約できる
- 過去の診療・薬の情報を医師・薬剤師と共有でき、より良い医療を受けられる
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



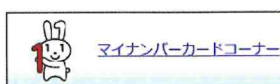
マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます

マイナンバーカードの申請方法や、利用方法等については、公立学校共済組合ホームページ「マイナンバーカードコーナー」をご確認ください！

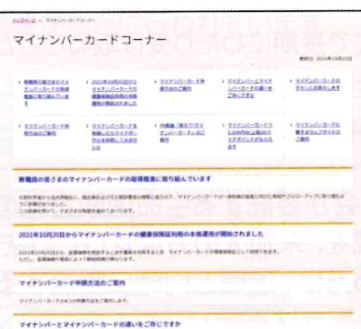
マイナンバーカードコーナーはこちら

<https://www.kouritu.or.jp/>
公立学校共済組合

トップページのアイコンをクリック！



スマートフォンからはこちら！



マイナンバーカードに関する情報やお知らせを閲覧できるよ！

